

5. 教職課程について

中学校教諭専修免許状（理科）

高等学校教諭専修免許状（理科）

教育職員免許法（以下「免許法」という）によって定められている免許状授与の所要資格を得させるための課程が教職課程です。本学では教職課程に関する事項を「麻布大学教職課程に関する規程」（以下「教職規程」という。）に定めています。

教育職員免許制度は教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的として設けられたものです。教職課程を履修しようとする者は、教員の責任の重さと重要性を自覚し、自己の教員適応性を充分認識した上で必要な科目の修得に努めなければなりません。

従って、教職課程を履修しようとする者は、教職課程について熟読し、履修上の諸注意を充分理解した上で、履修登録の手続きを行うことが必要です。

1. 免許状の種類

取得できる免許状は、一種免許状（中学校・高等学校）及び専修免許状（中学校・高等学校）で、学科、専攻により取得できる免許状の教科の種類は次のとおりです。

(1) 獣医学部

獣医学科

中学校教諭一種免許状（理科）
高等学校教諭一種免許状（理科）
高等学校教諭一種免許状（農業）

動物応用科学科

中学校教諭一種免許状（理科）
高等学校教諭一種免許状（理科）
高等学校教諭一種免許状（農業）

(2) 生命・環境科学部

臨床検査技術学科

中学校教諭一種免許状（理科）
高等学校教諭一種免許状（理科）

食品生命科学科

中学校教諭一種免許状（理科）
高等学校教諭一種免許状（理科）

環境科学科

中学校教諭一種免許状（理科）
高等学校教諭一種免許状（理科）

(3) 獣医学研究科

獣医学専攻

中学校教諭専修免許状（理科）
高等学校教諭専修免許状（理科）

動物応用科学専攻

中学校教諭専修免許状（理科）
高等学校教諭専修免許状（理科）

(4) 環境保健学研究科

環境保健科学専攻

2. 基礎資格と必要単位数

教育職員免許状の取得に必要な基礎資格及び最低修得単位数は、教職規程別表第1の1、1の2のとおりです。

3. 教職課程の授業科目

本学における教職課程の授業科目及び単位数は、教職規程別表第2、別表第3及び別表第4に示したとおりです。

授業科目の履修は、各学科の専門教育内容から取得できる免許状の種類により、教科では理科及び農業で、学校種では中学校教諭と高等学校教諭に区分されています。また、教職課程の授業科目と修得単位数及び「介護等の体験」実施等により、中学校と高等学校の免許状を同時に取得する「中学高校コース」と高等学校の免許状のみを取得する「高校コース」に区分されています。

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目

施行規則に定める科目に該当する科目を各学科別に教職規程別表第2の1から別表第2の6に記載した授業科目を選択し、中学校教諭一種免許状にあつては、それぞれ1単位以上合計28単位以上、高等学校教諭一種免許状にあつては、それぞれ1単位以上合計24単位以上及び専修免許状にあつては、24単位以上修得すること。

教職規程別表第2の1から別表第2の6に記載したように「教科及び教科の指導法に関する科目」は各学科の授業科目に含まれているが、「理科指導法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」及び「農業科指導法」は、教職課程で開講するものを履修すること。

(2) 「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」

「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」は、中学高校コース又は高校コース別に教職規程別表第3に記載した授業科目を履修すること。

中学高校コースは合計31単位、高校コースは合計27単位修得すること。

(3) 大学が独自に設定する科目

「大学が独自に設定する科目」の最低修得単位数は中学免許状4単位、高等学校免許状12単位です。本学では各学科の「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」を履修することにより、自動的にこの科目の修得単位として

認定する。

(4) 省令第66条の6で定める科目

省令第66条の6に定める科目に該当する科目を各学科別に教職課程に関する規程別表第4に記載した授業科目を選択し、それぞれ2単位合計8単位を修得すること。

教職規程別表第4に記載したように「省令第66条の6で定める科目」は各学科の正課科目に含まれているので、当該授業科目を履修し、単位を修得すること。

4. 教職課程の履修

(1) 履修登録

教職課程の登録手続きは、原則として1年次とし、4月中旬頃までに履修登録を行う。

履修登録の申込みは、所定の「教職課程履修願」と免許状の種類により下表の教職課程特別受講料を添えて、教務課に申し込むこと。

ただし、専修免許状については、特別受講料は徴収しない。

教職課程特別受講料

	免許状の種類	受講料
学	中学高校コース	30,000円
部	高校コース	20,000円

※ただし、教育実習については、別途実費を徴収することがある。

(2) 履修科目

教職課程カリキュラムを参照のうえ、各学年で配当されている科目についてはその当該年度で修得すること。

特に、各学科で開講されている授業科目のうち、教職課程履修に係わる選択科目の履修登録には注意をすること。

(3) 入学前の既修得単位の認定等

他の大学又は短期大学で入学前に履修した教職課程の授業科目の修得した単位は、本学の教職課程で定められた科目の単位に含めることができる。

ただし、入学する前の大学が短期大学である場合は、「教科及び教科の指導法に関する科目」は12単位、「教育の基礎的理解に関する科目」は6単位、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は6単位、「教育実践に関する科目」は7単位まで充当することができる。ただし、入学前に単位を修得した大学又は短期大学が教職課程の認定を受けていることが条件です。

5. 教育実習

教育実習は、麻布大学教育実習要領によって行いますが、事前に「教育実習指導」を受講することが必要です。詳しいことは「麻布大学教育実習実施要領」を熟読すること。

6. 介護等体験

免許法の改正により、1998年4月から、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の取得のために、特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校）（2日間）及び社会福祉施設における介護等の体験（5日間）が義務づけられました。詳しいことは「介護等体験について」を熟読すること。

麻布大学教育実習実施要領

この教育実習実施要領は、麻布大学教職課程に関する規程第4条第3項に基づき、教育実習を履修するために必要な事項について定める。

1. 教育実習の科目と受講コース

教育実習科目は、教育実習指導（教育実習の事前及び事後の指導：1単位）、教育実習Ⅰ（2単位）及び教育実習Ⅱ（2単位）の科目がある。これらの科目のうち中学高校コース受講生は、教育実習指導、教育実習Ⅰ及び教育実習Ⅱを履修し、高校コース受講生は、教育実習指導及び教育実習Ⅰを履修する。

2. 教育実習の受講資格

・教育実習Ⅰ及びⅡ：4年次以上の学生で、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」（教育実習及び教職実践演習（中・高）を除く）」の全ての単位を修得し、教育実習指導（教育実習に係る事前の指導）を受講した者。

3. 教育実習の期間と実施時期

- (1) 教育実習Ⅰ（2単位）及び教育実習Ⅱ（2単位）の実習期間はそれぞれ原則2週間行う。
- (2) 教育実習Ⅰの実施時期は、原則として6月に行う。ただし、中学高校コースの場合の教育実習（Ⅰ及びⅡ）については、6. 教育実習の実施(2)教育実習の方法別の中学高校コースを参照し、実習校と相談して決定する。

4. 教育実習校の決定

- (1) 教育実習を行う者は、実習を行う前年度の4月までに実習を希望する実習校の内諾を得ること。
- (2) 教育実習Ⅰ又は教育実習Ⅱの実施時期について実習校の内諾が得られた時、速やかにその旨を教務課に届け出ること。
- (3) 実習校の内諾を得て、学長が実習校に対して教育実習依頼を行い、その受託が確認された時に決定する。

5. 教育実習のための提出書類

- ・大学へ提出するもの
実習前に提出するもの：教育実習申請書（教育実習実施の前年）
実習後に提出するもの：実習日誌（指定のもの）

6. 教育実習の実施

- (1) 教育実習（Ⅰ及びⅡ）を行う者は、事前に教育実習指導（教育実習に係る事前の指導）を受講しなければ

ならない。

- (2) 教育実習の方法は、中学高校コース及び高校コース別に、次のいずれかの方法で行う。

【中学高校コース】

1. 教育実習Ⅰ及び教育実習Ⅱを4年次に4週間連続して行う。
2. 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ（一部）を4年次に3週間行い、その後、実習校の夏休み又は冬休みの期間中の課外活動に、教育実習Ⅱ（一部）を行う。

【高校コース】

1. 教育実習Ⅰを4年次に2週間連続して行う。
- (3) 教育実習Ⅰ及び教育実習Ⅱのそれぞれの実施時期が決定した時、速やかにその旨を教務課に届け出ること。

7. 教育実習を行う時の注意

- (1) 実習生は、実習校の教育実習心得を遵守すること。
- (2) 実習生は、実習校の教育方針をよく理解して、一人よがりの考え方や行動は厳に慎むこと。
- (3) 実習生は、実習校の教育現場に則し、大学における専門科目と教職課程で修得した知識・教育技術を基にして意欲的な実習に取り組むこと。
- (4) 教育実習は、学校教育のあらゆる面に関する実習であるから、授業の実習だけでなく、学校の全般的な事柄について理解を得るように努力すること。
- (5) 実習期間中に不測の事態が生じたときは、速やかに実習校の指導教員及び本学の教務課に事由を連絡すること。
- (6) 実習生は、実習終了後、教育実習に関する評価（教育実習成績評価表）がなるべく早く本学宛送付されるよう実習校に依頼すること。

介護等体験について

免許法の改正により、1998年4月から、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与の条件として、特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校）（2日間）及び社会福祉施設における介護等の体験（5日間）が義務づけられました。

1. 介護等体験とは

この法律の趣旨は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性に鑑み、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者や高齢者等に対する介護、介助、これらの人達との交流等の体験を行わせることを目的としている。

2. 介護等体験の内容

介護等体験は、「障害者や高齢者等に対する介護、介助、これらの人達との交流体験」であるが、さらには「介護、介助のほか、障害者等の話し相手、散歩の付添いなどの交流等の体験、又は掃除や洗濯といった障害者等と直接に接するわけではないが、受入施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受入施設の種類、業務の内容、業務の状況に応じ、幅広い体験等」が含まれます。

介護等体験では、体験しなければならない一律のモデルはないが、互いに助け合い、より豊かな福祉社会を築くために、今後の日本を担っていく子供たちを育てる教師を志す者として自覚し、受け入れ施設での体験がよりよいものとなるよう努力しなければならない。

3. 介護等体験をする施設

介護等体験をする学校と施設があります。学校は、盲学校、聾学校、養護学校の特別支援学校です。施設は、児童福祉法、身体障害者福祉法精神保健及び精神障害者福祉施設に関する法律、生活保護法、社会福祉事業法、老人福祉法、老人保健法などの法律に規定する施設、いわゆる社会福祉施設（乳児院や生活訓練施設、老人ホームなど）です。

これら学校や社会福祉施設については、介護等体験ガイドブック「フィリア」を参考にし、詳細については、教務課へ問い合わせてください。

4. 介護等体験の期間

介護等体験の期間は、7日間以上です。7日間を、原則として特別支援学校に2日間、社会福祉施設に5日間に分けて行うよう指導しています。これは介護等体験の趣旨を達成するためには1カ所だけでなく、様々な所で体験をすることが必要であるからです。

したがって、特別支援学校に2日間、社会福祉施設に5日間を基準として、受入れ施設の状況等を考慮して、介護等体験の目的が達成できるよう合計7日以上介護等体験を行います。

なお、介護等体験の実施時期（夏休み、春休み、土日等）や1日の体験期間（1日数時間の体験等）等に関する詳しいことは、受入れ施設により異なるので、事前に教務課に相談してください。

5. 介護等体験の申込み手続き

介護等体験を行う特別支援学校には大学から「介護等体験受入の依頼」をします。

社会福祉施設には大学から依頼する場合と、個人的に受入れを依頼する場合があります。

- 1) 特別支援学校における介護等体験（大学から諸学校に依頼する場合）

2年次の初めに、神奈川県立相模原養護学校等で、2日間行います。

- 2) 社会福祉施設における体験（大学から施設に依頼する場合）

2年次の初めに、神奈川県内の社会福祉施設において5日間行います。

- 3) 帰省先等の社会福祉施設における介護等体験（個人的に施設に依頼する場合）

在学中に帰省先の社会福祉施設に交渉して内諾を取り、夏休み等を利用して体験します。大学は直接関与しないので、介護等体験終了後には証明書の発行を依頼してください（必要な書類は大学で交付します）。

6. 介護等体験の費用

- 1) 特別支援学校では、体験のための実費費用は原則的に負担はありません。ただし、体験で校外実習に行く場合の交通費や入園料・入場料等は本人が負担することになります。

- 2) 社会福祉施設では、施設により異なりますが体験費用（神奈川県の場合：1日2,057円）が必要です。

以上これらの介護等体験の経費は、特別に徴収することはありません。したがって、個人的に社会福祉施設に依頼して介護等体験を行う場合には、受入れ施設に介護等体験費用を大学から支払う必要がありますので、事前に教務課に相談してください。

7. 介護等体験を理解するための参考資料

- ・介護体験ガイドブック「フィリア」豊かでかけがえない体験をするために。平成22年3月、全国特別支援学校長会編著。

8. 部活動支援学生ボランティア事業

神奈川県教育委員会と麻布大学は、平成17年度から教員を志望する学生と部活動指導に熱意のある学生に県立高等学校での部活指導にボランティアとして携わる機会を提供することを目的に、協定書を締結しました。この事業に興味のある学生は、教務課に相談してください。

麻布大学教職課程に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、麻布大学学則(以下「学則」という。)第33条第3項及び麻布大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第9条の2第4項に基づく教職課程について定める。

(所要資格)

第2条 中学校及び高等学校教員の免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法(以下「法律」という。)及び同法施行規則(以下「省令」という。)に基づく別表第1の1又は別表第1の2の基礎資格を有し、かつ、単位を修得しなければならない。

(教科及び教科の指導法に関する科目)

第3条 学部の教職課程で、教科及び免許状の種類により、履修しなければならない「教科及び教科の指導法に関する科目」及び修得しなければならない単位はそれぞれ別表第2の1、別表第2の2及び別表第2の3のとおりとする。

2 大学院の教職課程で、中学校教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状の取得のために修得しなければならない単位は、前項に定めた科目及び単位のほか、それぞれ別表第2の4、別表第2の5及び別表第2の6のとおりとする。

(「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」)

第4条 学部の教職課程で、教科及び免許状の種類により、履修しなければならない「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」(以下「教育の基礎的理解に関する科目等」という。)並びに修得しなければならない単位はそれぞれ別表第3のとおりとする。

2 教育実習を修得する者は「教科及び教科の指導法に関する科目のうち「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。）」、「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位をすべて修得していなければならない。

3 教育実習に必要な事項は別に定める。

(「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」)

第5条 学部の教職課程で、「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の修得単位のうち、省令で定める単位を超える分の単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位に充当することができる。

(省令で定める科目)

第6条 学部の教職課程で、特に必要なものとして、省令第66条の6で定める科目は、別表第4のとおりとする。

(他大学等で履修した授業科目の単位)

第7条 学則第29条及び大学院学則第7条の2に基づいて他の大学又は短期大学で履修した授業科目の修得した単位は、教職課程で定められた科目の単位に含めることができる。

ただし、学則第29条による他の大学において履修した授業科目のうち、「教科及び教科の指導法に関する科目」は8単位、「教育の基礎的理解に関する科目」は3単位、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は3単位、「教育実践に関する科目」は2単位までとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第7条の2 学則第31条第1項に基づいて入学前に他大学等で履修した授業科目の修得した単位は、教職課程で定められた科目の単位に含めることができる。ただし、入学する前の大学が短期大学である場合は、「教科及び教科の指導法に関する科目」は12単位、「教育の基礎的理解に関する科目」は6単位、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は6単位、「教育実践に関する科目」は7単位までとする。

(介護等の体験)

第8条 学部の教職課程で、中学校教諭免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法特例法に定める「介護等の体験」を行わなければならない。

2 「介護等の体験」は、7日間(社会福祉施設5日間及び特殊教育諸学校2日間)行い、それらの施設における証明を得なければならない。

3 「介護等の体験」に必要な事項は別に定める。

(履修登録)

第9条 教職課程を履修しようとする者は、必要な書類を指定の期日までに提出し、履修登録をしなければならない。

(特別受講料等)

第10条 学部の教職課程を履修しようとする者は、履修登録時に教職課程特別受講料(別表第5)を納入しなければならない。

2 教育実習に係る経費については、実習を行う年度に別途実費を徴収する。

(登録、履修、試験及び単位の認定等)

第11条 第3条から第6条に定める教職課程の授業科目の登録、履修、試験及び単位の認定等については、この規程に定めるもののほか、学則、大学院学則及び麻布大学獣医学部規則、麻布大学生命・環境科学部

規則を準用する。ただし、教職実践演習の単位計算にあつては、教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮し、15時間の授業をもって1単位とする。

第12条 この教職課程の運営に関しては、学長の命を受けた教職課程主任が、学長の承認を得て執行するものとし、教職課程の円滑な運営を行うために、教職課程委員会を置く。

2 教職課程委員会に関する事項は別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教職課程委員会、各教授会及び教学会議の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規程は、平成6年4月1日に改正し、平成5年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成12年2月16日に改正し、平成12年度入学生から適用する。ただし、平成12年4月1日以前に本学に在籍していた者については従前の例による。

附 則

この規程は、平成15年3月5日に改正し、平成15年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月22日に改正し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 平成11年度以前に入学した者で、平成16年4月1日に本学に在籍し、かつ、同日までに教職課程旧課程特別受講料を納入した者のうち、平成16年度以降に教育実習を受けるものには、教育実習校への謝礼金に相当する額(別表第6)を返還し、教育実習に係る経費については、教育実習を行う年度に別途実費を徴収する。
- 3 平成12年度以後に入学した者で、平成16年4月1日に本学に在籍し、かつ、同日までに教職課程新課程特別受講料を納入した者のうち、平成16年度以降に教育実習を受ける者には、教育実習校への謝礼金に相当する額(別表第6)を返還し、教育実習に係る経費については、教育実習を行う年度に別途実費を徴収する。

附 則

この規程は、平成18年3月8日に改正し、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成18年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成19年3月12日に改正し、平成19年度入学生から適用(編入学生については、入学した年次のカリキュラムを適用)する。ただし、平成19年3月31日までに本学に在籍していた者につい

ては、従前の例による。

附 則

この規程は、平成19年6月20日に改正し、平成20年度入学生から適用(編入学生については、入学した年次のカリキュラムを適用)する。ただし、平成20年3月31日までに本学に在籍していた者については、従前の例による。

附 則

この規程は、平成21年3月11日に改正し、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成21年3月31日以前に入学した者については、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成21年6月24日に改正し、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成22年3月31日以前に入学した者については、従前の例による。なお、平成22年度以降の編入学者については、入学した年次のカリキュラムを適用する。

附 則

この規程は、平成22年2月17日に改正し、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成22年3月31日以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成23年2月16日に改正し、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成23年3月31日以前に入学した者については、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成24年3月7日に改正し、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成24年3月31日以前に入学した者については、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年2月20日に改正し、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年9月18日に改正し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 別表第2の1の規定にかかわらず、平成25年3月31日までに獣医学部獣医学科に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 別表第2の2の規定にかかわらず、平成21年3月31日までに獣医学部に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年12月18日に改正し、平成25年4月1日から適用する。ただし、別表第2の8及び別表第2の9の規定にかかわらず、平成25年3

月 31 日以前に環境保健学研究科に入学した者については、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成 26 年 2 月 19 日に改正し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 26 年 3 月 31 日以前に入学した者及び平成 28 年 3 月 31 日以前に生命・環境科学部臨床検査技術学科に入学した編入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 3 月 4 日に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 別表第 2 の 1 及び別表 2 の 2 の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までに獣医学部に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 別表 2 の 3 の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までに生命・環境科学部に入学した者については、なお従前の例による。
- 4 別表 2 の 6 及び 2 の 7 の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までに環境保健学研究科に入学した者については、なお従前の例による。
- 5 別表 4 の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までに獣医学部及び生命・環境科学部に入学した者については、なお従前の例による。
- 6 別表 5 の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までに獣医学部及び生命・環境科学部に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 27 年 9 月 29 日に改正し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 10 月 10 日に改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 3 月 13 日に改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表第 2 の 1、2 の 2、2 の 3、2 の 4、2 の 5、2 の 6 及び別表第 3 の規程にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までに入学した者及び平成 31 年 3 月 31 日以前に 2 年次以上に入学した編入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 7 月 3 日に改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表第 1 の 1~2、2 の 1~6 及び別表第 3 の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日までに入学した者については、なお従前の例による。